

令和6年能登半島地震に伴う災害にかかる
災害時貸付けのご案内

1. 対象者

「令和6年能登半島地震の影響により1か月の売上高が前年同月に比して減少することが見込まれるご契約者様」

2. 借入条件

(1) 借入可能額

貸付限度額の範囲内で、原則1,000万円までご利用可能です。
申込金額は50万円以上5万円刻みとなります。

(2) 借入期間

ご利用金額に応じ、以下の期間でのお借入となります。

(借入申込金額) 50～500万円：3年(36か月)

505～1,000万円：5年(60か月)

(3) 返済方法

6か月毎の元金均等返済となります。

① 3年間ご利用の場合

6か月毎に3年間 計6回で元金返済

② 5年間ご利用の場合

6か月毎に5年間 計10回で元金返済

(4) 借入利率

年 0.9%

(5) 利用可能期間

令和6年7月12日お貸付分まで

(状況によっては、延長を検討します)

3. 手続方法

(1) 被災内容の証明書の取得

被災内容の確認書類として、中小機構ホームページに別掲の「被災証明願」を印刷。必要事項を記載のうえ、商工会、商工会議所又は中小企業団体中央会で証明を受けてください。

※確認書類の証明に際しては、売上高を確認するため帳簿、領収書他、確認書類の提示が必要となります。事前に証明を依頼する団体にお問合せのうえお手続き下さい。

(2) 取引支店変更のお手続き

(既に商工中金を借入の窓口としてご登録されている契約者様は、お手続き不要ですので(3)にお進み下さい)

商工中金以外を借入の窓口としている契約者様は「取引支店変更申出書」(弊機構ホームページに別掲)を弊機構宛ご送付下さい。

送付先：〒105-8453

東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37 森ビル

中小企業基盤整備機構 小規模共済融資課 宛

取引支店の変更には1~2週間程度のお時間が必要となります。

変更手続きが完了後、弊機構より契約者様にご連絡させていただきます。

(3) ご契約手続き

以下をご準備のうえ、ご指定の「商工中金」窓口にてお手続き下さい。

(ご訪問に先立ち、商工中金への事前のご連絡をお願いします)。

- ① 被災証明願
- ② 共済契約者番号が記載された弊機構発行書類
- ③ 実印 (契約者様個人)
- ④ 印鑑証明書 (3ヶ月以内発行のもの)
- ⑤ 収入印紙 (借入金額に応じたもの)
- ⑥ 本人確認書類 ((運転免許証、保険証等・原本提示)

【お申込み・お問合せ先】

(お問合せ先)

中小企業基盤整備機構 共済相談室 050-(5541)-7171 (平日 9:00~17:00)

(ご契約の窓口)

ご指定の商工中金 本・支店窓口。

(ご参照 <https://www.shokochukin.co.jp/atm/list/>)

営業時間： 9:00～12:00 13:00～15:00 (14:00 受付終了)

(12:00～13:00 はお昼休みとなりますのでご注意ください)